

今回のテーマ：勤務態度が悪いことは解雇理由になるのか？

Q. 勤務態度が非常に悪いドライバーがいます。このような場合、解雇できるのでしょうか？

A. 勤務態度が悪いということは、従業員に課されている労務提供義務を履行できていない、すなわち、労務提供義務の不完全履行といえます。労務提供の不完全履行は、労働契約当初に約束した契約内容の債務不履行といえますので、普通解雇事由に相当します。しかし、当然に解雇できるかというところではありませぬ。簡単に解雇すると解雇権の濫用として認められない可能性が大いにあります。

会社が解雇権を濫用したものでないと認められるためには、本人に何度も態度を改めるよう再三再四、注意、指導したのにも関わらず、それでもなお恒常的に勤務態度を改めないなどの解雇に相当する合理的な理由が必要です。会社としては、根気よく従業員に態度を改めるよう注意、指導することが重要です。また、この場合の注意や指導は後にトラブルになった場合のために、書面にて行ったほうが良いでしょう。

いきなり解雇という処置でなく、譴責や減給、出勤停止などの懲戒を行い、それでもなお勤務態度を改めない場合に解雇ということを考えるべきでしょう。当然ですが、譴責や減給などの懲戒を行うためには、就業規則に根拠となる規定が設けられていることが必要です。

何度も注意、指導することは最低限、必要です！

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP http://www.office-kojitani.com/



執筆者プロフィール

滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！